

物価高騰・新型コロナウイルス 感染症対策に関する提言・要望書

令和5年6月14日

岩手県知事 達増拓也

目次

- 1 物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策に係る十分な財政措置…………… 1
(内閣府)
- 2 エネルギー価格・物価高騰への対応…………… 3
(農林水産省・経済産業省・厚生労働省・文部科学省・内閣府)
- 3 燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化…………… 9
(農林水産省)
- 4 新型コロナウイルス感染症の流行によって大きな影響を受けた中小企業
者に対する金融面等の支援継続…………… 18
(厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
- 5 新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策等に係る公共交通事業者等
に対する財政支援…………… 24
(国土交通省)
- 6 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る特例措置…………… 27
(国土交通省)
- 7 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の拡充・強化…………… 30
(厚生労働省)
- 8 新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種の円滑な実施…………… 32
(厚生労働省)
- 9 物価高騰及び新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関、社会
福祉施設等への支援…………… 35
(厚生労働省)

1 物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策に係る十分な財政措置

世界的な原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域の経済活動を守るための取組については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による財政措置が行われてきたところですが、これらの対策が広範囲かつ長丁場となっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策に係る十分な財政措置

世界的な原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっており、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を確保するなど十分な財政措置を行うとともに、特に財政基盤の弱い地方自治体に対しては、より重点的に配分されるよう要望します。

また、同交付金について、令和6年度以降も取組が必要となることを見据えた柔軟な運用を図るよう要望します。

【現状と課題】

- 物価高騰等から地域住民の生活や地域の経済活動を守るための取組については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しているが、影響が広範囲かつ長丁場となっており、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類に移行した後も、市町村分も含め、十分な財政措置が必要。
- 財政基盤の弱い地方公共団体においても、国の対策を補完しながら取組を続けていく必要があり、財政運営に支障が生じることのないよう財政基盤の弱い地方自治体に対する交付金等の重点的な配分が必要。また、令和6年度以降も取組が必要となることを見据え、柔軟な運用を図る必要がある。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
総務部 財政課
ふるさと振興部 地域振興室

2 エネルギー価格・物価高騰への対応

コロナ禍の影響の長期化や、物流の混乱、半導体などの資材の品薄に加え、エネルギー価格の高騰等が中小企業の経営を圧迫するとともに、幅広い業種に影響が及んでいます。

加えて、ウクライナ情勢に伴い、更なるエネルギーや資材、農林水産物などの原材料の調達コストの上昇や不安定化を招いており、国民生活・社会経済活動へ重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

コロナ禍で疲弊しきった地域経済がエネルギー価格・物価高騰により更に深刻な打撃を受けている現状を踏まえ、その回復に向けた取組の推進と生活者支援が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 エネルギーの確実かつ安定的な確保・供給

多くのエネルギー源を海外からの輸入に依存していることから、国が責任を持って、エネルギーの安定的な確保・供給に万全を期すとともに、エネルギー価格の安定化を図る対策を講じるよう要望します。

2 中小企業の事業支援

今後、再度の電気料金の値上げや物価高騰の継続・高止まりが予想されることから、国において、事業者の負担軽減を図る措置を今後も機動的に講じるなど、中小企業に寄り添った支援策の実施を要望します。

また、エネルギー価格の高騰等により落ち込んだ地域経済の回復には時間を要すると考えられることから、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」など、地域の実情を踏まえた支援策を継続的に講じるよう要望します。

3 飲食事業者、農林漁業者等への支援

穀物や水産物などの食品原材料費や配合飼料価格の上昇・高止まりによる飲食事業者や畜産経営を始めとする農林漁業者等への影響を緩和するため、米粉・国産小麦等の国産代替原材料への切替・確保や燃料価格高騰対策、配合飼料価格安定制度、肥料価格高騰対策事業などの対策の強化や支援を講じるよう要望します。

4 低所得世帯や子育て世帯への支援

エネルギー、食料品価格等の物価高騰に係る低所得世帯や子育て世帯への支援については、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し行ってきたところですが、物価高騰の影響の長期化が懸念されることから、物価高騰の状況に応じ、地域の実情を踏まえた支援策を継続的に講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 原油価格の上昇に伴い、ガソリンや、軽油、重油の価格は2014年（平成26年）以来の高値水準となり、また、LPガスについても同様の傾向にあるなど、燃料価格の高騰が続いている状況にある。

これら燃料価格の高騰は、県民生活への影響に加え、施設園芸農家の暖房費用や漁船漁業の燃料費の増加、物流コストの上昇等、農林水産業者や中小事業者の経営に大きな影響を及ぼしている。

新型コロナウイルス感染症の流行により日本経済がかつてない深刻な打撃を受けた中で、ロシアによるウクライナ侵略などにより、経済の不安定化が増している。

《LPガスの小売価格（各年12月）の推移》 (円/10 m³ 税込)

年 月	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
価 格	8,922	8,678	8,512	8,751	9,009	9,146	9,072	9,530	10,117

※（一財）日本エネルギー経済研究所調査 岩手県の平均小売価格

《施設園芸加温期間（11月～4月）の燃油価格の推移》 (円/ℓ 税込)

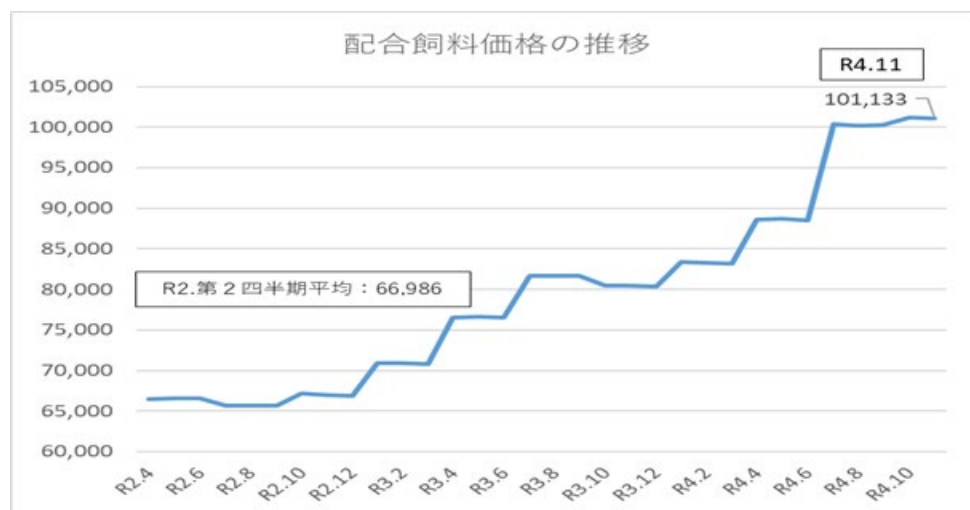
油 種	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
A重油	86.3	62.8	70.3	81.1	87.9	83.9	79.9	106.7	106.3
灯 油	88.2	63.9	75.1	85.9	91.6	89.5	82.3	109.7	110.5

※石油製品価格調査 A重油：東北 小型ローリー、灯油：岩手 民生用配達価格

※R4年は、A重油、灯油ともに11月～2月の平均値

- 配合飼料価格は、令和2年10月以降、中国での需要の増加や海上運賃の上昇、為替相場の影響等により等により高騰。

《配合飼料価格の動向》 (単位：円/トン)



《国内肥料価格の過去5年間の推移》

(単位：円(税込み) / 20kg)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
尿素	1,718	1,774	1,701	2,075	3,829
過りん酸石灰	1,612	1,672	1,663	1,807	2,529
高度化成 ^{※2}	2,431	2,501	2,323	3,231	4,841

(出典 農林水産省農業物価統計調査)

※1 価格：各年12月時点、※2 高度化成：N15%－P15%－K15

- 令和4年4月26日、政府において、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が策定され、原油価格高騰対策、エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、中小企業対策等多くの対策が盛り込まれているが、これら各対策の効果的かつ確実な実施が必要。

【「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」のうち、食料等安定供給対策】

対策	内容
食品産業の原材料価格高騰対策、国産米・米粉等の需要拡大対策	輸入小麦から国産の米・米粉、国産小麦への切替えなど、原材料価格の高騰を受けた原材料の切替え、価格転嫁に見合う付加価値の高い商品への転換や販路開拓、生産方法の高度化等による原材料コストの抑制等を支援するほか、国産小麦の生産拡大等の等を支援
輸入小麦の政府売渡しの着実な実施	輸入小麦について、足下でウクライナ情勢の影響により国際価格が更に上昇しているが、国内においては、その影響が本格化する以前の国際価格に基づき令和4年4月期の政府売渡価格が設定されており、製粉企業等への安定供給に着実に取り組む
化学肥料原料の調達支援対策	調達国の多角化による秋用肥料原料の安定的な調達を支援
肥料コスト低減対策	農業者における慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を進める取組を一層幅広く支援
配合飼料の価格高騰対策	配合飼料のセーフティネット基金の積増し等により価格高騰の畜産経営への影響を緩和
国産材への転換支援対策	国産材製品の緊急的な増産のための輸送費等に対する支援や、国産材製品への転換のための建築物の設計・施工方法の導入・普及に対する支援
水産加工業の原材料調達の円滑化対策	ウクライナ情勢により安定供給に支障が生じている水産物を原材料として使用している水産加工業者に対し、代替原材料の調達に伴う輸送費増等に対する支援や、販路開拓、原材料転換に必要な加工機器導入等の取組に対する支援
日ロ漁業協定関係漁業者対策	ロシアとの間の漁業協定に基づく操業に不確実性が高まっている状況を踏まえ、関係漁業者に対する支援を機動的に行う

【「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」のうち、中小企業対策】

対策	内容
資金繰り支援等	<p>中小企業等の事業者の資金繰りに支障が生じないよう、官民金融機関に対し、返済猶予の相談に適切に対応するなど、きめ細かな事業者支援を促すとともに、中小企業への資金繰り支援として、セーフティネット貸付の更なる金利引下げを実施</p> <p>政府系金融機関による実質無利子・無担保融資及び危機対応融資等の延長を行い、資金繰り支援に万全を期す</p>
事業再生	事業再構築補助金を拡充し、事業者への支援を強化

【「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」のうち、生活者支援策】

対策	内容
低所得世帯への支援	<p>地方創生臨時交付金（推奨メニュー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設により、住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象として、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減する財源について措置 ※本県はR4第7号補正により、いわゆる「福祉灯油」として実施 <p>国給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付（市町村事業）
低所得の子育て世帯に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付
学校給食費負担軽減の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯に対し、学校給食費等の支援

- LPガス価格高騰対策については、経済産業省資源エネルギー庁から令和4年11月8日付けでLPガス料金の上昇抑制に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）を活用できることが示され、また、令和5年3月29日付けの事務連絡で、「LPガス使用世帯への給付などの支援」が推奨事業メニューとして具体的に明示されたところ。

これを受け、本県では、同交付金を活用し、令和5年度第1号補正予算でLPガス価格高騰対策費を措置してLPガスを使用する一般家庭等や中小企業者への支援を行っているところであるが、価格高騰が継続する場合には、更なる支援を実施するための財源の確保が必要。

- 特別高圧電力価格高騰対策については、令和5年3月28日付けの事務連絡で、「特別高圧で受電する中小企業等の支援」が推奨事業メニューとして具体的に明示されたところ。

これを受け、本県では、同交付金を活用し、令和5年度第1号補正予算で「特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金支給事業」を措置して特別高圧電力を使用する中小企業者等への支援を行っているところであるが、価格高騰が継続する場合には、更なる支援を実施するための財源の確保が必要。

- 令和5年3月22日、政府において、追加物価対策が策定され、①地方創生臨時交付金の積み増しによる低所得世帯支援枠の設定、②低所得の子育て世帯を対象とした支援金、などの対策が盛り込まれているが、物価高騰による影響が特に大きい生活困窮者の支援は全国的な課題であることから、全国一律の対策が必要。

【追加物価対策（令和5年3月22日閣議決定）のうち、生活者支援策】

対策	内容	
低所得世帯への支援	地方創生臨時交付金（推奨メニュー）	・「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額により、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援に要する財源について措置
	国給付金	・住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付（市町村事業）
低所得の子育て世帯に対する支援	・低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付	
学校給食費負担軽減の取組への支援	・子育て世帯に対し、学校給食費等の支援	

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課、産業経済交流課
 保健福祉部 地域福祉課、子ども子育て支援室
 教育委員会事務局 教育企画室
 復興防災部 消防安全課
 農林水産部 農業普及技術課、農産園芸課、畜産課
 林業振興課、水産振興課
 県土整備部 建設技術振興課

3 燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化

国際情勢の変化に伴う燃料や飼料、肥料の価格高騰等が、農業経営に大きな影響を及ぼしています。

また、電気料金の値上げによる揚水機等の農業水利施設の維持管理費の増加は、農業者で構成される土地改良区の運営上、大きな負担となっています。

このため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化

- (1) 「施設園芸等燃料価格高騰対策」については、園芸農家の安定的な経営が将来にわたり実現するよう、恒久的な制度にするとともに、対象品目に菌床しいたけ等を追加するよう要望します。
また、園芸施設については、化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指すため、高速加温型ヒートポンプなどの技術開発を早急に行うよう要望します。
- (2) 「配合飼料価格安定制度」について、畜産経営への影響を緩和する観点から、異常補填基金への積増しに加え、通常補填基金が枯渇した場合にあっては、緊急的措置として通常補填基金へ積立金を国が拠出するほか、令和5年度第1四半期以降を対象として措置された「新たな特例」を継続するなど、生産者への補填金が満額交付されるよう要望します。
- (3) 「肥料価格高騰対策事業」、「国内肥料資源利用拡大対策事業」、「肥料原料備蓄対策事業」について、農業経営への影響を緩和する観点から、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (4) 令和4年度補正予算により措置された「農業水利施設の省エネルギー化推進対策」を継続するほか、令和3年度以降の電気料金の高騰分を支援対象とするとともに、土地改良区が管理する全ての農業水利施設を対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 燃料、飼料、肥料の価格高騰対策の充実・強化

(1) 燃料価格対策について

- 現在実施されている施設園芸等燃料価格高騰対策は、事業期間が令和5年6月30日までとされているところ。
- 燃油価格は、平成28年以降、上昇傾向で令和3年は平成25年以来の高値水準となっている。今後、社会情勢等により高騰が継続することも想定されるため、将来にわたり、園芸農家の安定的な経営が実現されるよう、恒久的な制度が必要。

《加温期間（11月～4月）の燃油価格の推移》 (円/リットル 税込)

油種	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
A重油	70.3	81.1	87.9	83.9	79.9	106.7	106.3
灯油	75.1	85.9	91.6	89.5	82.3	109.7	110.5

※石油製品価格調査 A重油：東北 小型ローリー、灯油：岩手 民生用配達価格

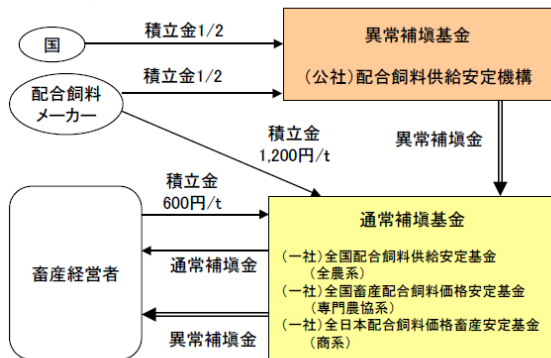
※R4年は、A重油、灯油ともに11月～2月の平均値

- 菌床しいたけ等は、施設園芸等燃料価格高騰対策の対象外となっているが、県内の大規模経営体を対象とした聞き取り調査によると、半数以上の経営体から、「燃料価格高騰の影響を受けており、事業活用したい。」との回答あり。
- 「みどりの食料システム戦略」において、園芸施設を2050年までに化石燃料を使用しない施設へ完全移行することを目指すとしており、その実現に向けては加温設備等の早急な技術開発が必要。
- 中山間地域が多い本県では、中小規模の施設が多いため、これらに対応した技術や設備の低コスト化が必要。

(2) 飼料価格対策について

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に与える影響を緩和するため、生産者と配合飼料メーカーの積立てによる「通常補填」と、輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合、国と配合飼料メーカーの積立による通常補填を補完する「異常補填」の2段階の仕組みで、生産者に対し補填。

○ 制度の基本的な仕組み



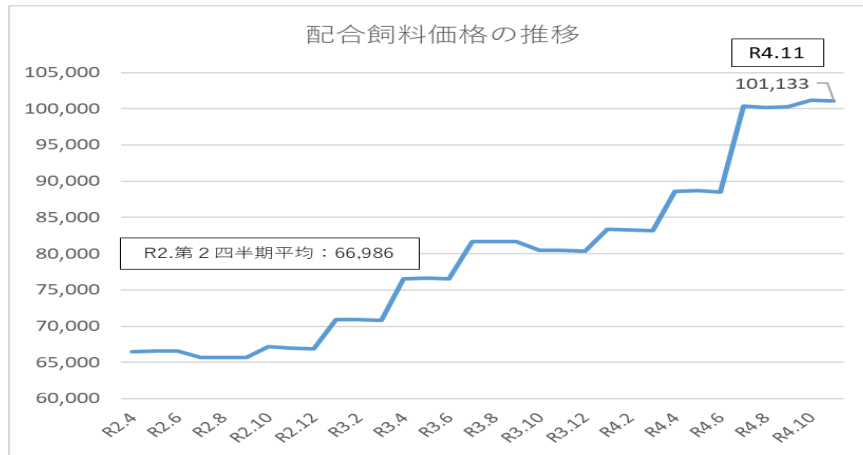
○ 発動条件等

<p>異常補填基金 国とメーカーが1/2ずつ拠出</p>	<p>・ 輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合</p> <p>基金残高 (令和3年度第4四半期の支払後) 約46億円 ※</p>
<p>通常補填基金 生産者(600円/t)と飼料メーカー(1,200円/t)が拠出</p>	<p>・ 輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合</p> <p>基金残高 (令和3年度第4四半期の支払後) 約70億円 (異常補填基金と合わせ約115億円)</p>

- 配合飼料価格は、令和2年10月以降、中国での需要の増加や海上運賃の上昇、為替相場の影響等により等により高騰。

《配合飼料価格の動向》

(単位：円/トン)



- 令和元年度第1四半期から令和2年度第3四半期まで、通常・異常ともに発動がなかったが、令和2年度第4四半期（R3年1月－3月）以降発動。

《配合飼料価格安定制度の補填金交付状況》

	令和3年度			令和4年度			
	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	
配合飼料価格 (円/t)	74,249	73,112	75,729	80,544	91,154	91,902	
補填金合計	単価 (円/t)	12,200	8,500	5,200	9,800	16,800	7,750
	交付額 (億円)	661	473	286	554	913	未
	期末残高 (億円)	-	-	116	258	45	未
うち 通常補填	単価 (円/t)	4,934	4,372	3,451	5,039	5,454	7,254
	交付額 (億円)	267	249	190	285	296	未
	期末残高 (億円)	-	-	70	47	15	未
うち 異常補填	単価 (円/t)	7,266	4,128	1,749	4,761	11,346	496
	交付額 (億円)	394	224	96	269	617	未
	期末残高 (億円)	-	-	46	211	30	未

※ 配合飼料価格は、3か月毎に単純平均したもの。

- 国は、令和3年第3四半期以降、補填金を交付し続けたことから、基金への積増しを実施。

令和3年度補正予算	230 億円
令和4年度予備費	435 億円
令和4年度第2次補正	103 億円
合計	768 億円

- 国は、本制度による補填に加え、「配合飼料価格高騰緊急特別対策」を実施。

第3四半期：緊急対策補填金（6,750円/t）を交付

※配合飼料安定制度補填金7,750円+6,750円=14,500円/t

第4四半期：緊急対策補填金（8,500円/t）の予算を措置

- 国では、令和5年度第1四半期以降、基金制度において、配合飼料の高止まりによる生産者の補填反映後の飼料コストの急増を適切に抑制するための「新たな特例」を創設。

※この特例措置を適用する場合、新たに国が補填金の5分の2を負担。

【新たな特例措置の概要】

- 発動条件：① 2年（8四半期）連続で補填が発動している
 ② 異常補填が発動しない 等

補填額の算定ルール：

- ① 基準輸入原料価格の算定期間を直前1年間の平均から2.5年間の平均に延長
- ② 補填の上限を設定（前四半期の3/4）
- ③ 民間（メーカー・生産者）の拠出を条件等

(3) 肥料価格対策について

- 国では、肥料価格高騰対策として、肥料価格上昇分の一部補填や、国内資源由来肥料の製造施設整備支援、化学肥料原料の備蓄支援等の事業を創設。

(1) 肥料価格高騰対策事業 [令和4年度コロナ等対策予備費 78,777百万円]

化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援

本県では、肥料コスト上昇分の1割を独自に支援。

《本県における肥料価格高騰対策事業の実施状況》

受付回数	申請受付期間	取組実施者数	参加農業者	肥料価格高騰対策事業（国）	肥料価格高騰緊急対策（県）	合計
1回目	R4. 11. 10 ～11. 30	9	880	17,565千円	2,728千円	20,293千円
2回目	R4. 12. 26 ～R5. 1. 31	40	3,405	100,252千円	14,498千円	114,750千円
合計				117,817千円	17,226千円	135,043千円

※ 令和5年度の申請受付：5月8日～6月9日（3回目）、7月10日～8月10日（4回目）

(2) 国内肥料資源利用拡大対策事業【令和4年度補正予算額9,998百万円】

ア 国内肥料資源活用総合支援事業【令和4年度補正予算額9,998百万円の内数】

堆肥や下水汚泥等の国内肥料資源による肥料製造施設等の整備（補助率：1/2以内）や国内資源由来肥料を用いた栽培実証（補助率：定額）等を支援 [事業実施主体：協議会等]

イ 畜産環境対策総合支援事業【令和4年度補正予算額9,998百万円の内数】

高品質堆肥の広域流通等を促進する取組や悪臭防止や汚水処理などの高度な畜産環境対策を推進する取組等を支援 [事業実施主体：都道府県・市町村、民間団体等]

《本県における国内肥料資源利用拡大対策事業の実施状況》

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費（千円）	
			国	庫
国内肥料資源活用総合支援事業	(株)九戸協業養豚	発酵攪拌機整備	11,803	5,365
畜産環境対策総合支援事業	一関地方畜産クラスター協議会	脱臭装置整備	429,000	195,000

(3) 肥料原料備蓄対策事業【令和5年度予算額100百万円（令和4年度補正16,000百万円）】

化学肥料原料の備蓄及びこれに要する保管施設の整備を支援 [事業実施主体：基金管理団体]

- 令和4年12月の国内肥料価格は、平成30年12月の価格に対して、尿素は223%、過りん酸石灰は157%、高度化成は199%に上昇している。

《国内肥料価格の過去5年間の推移》

(単位：円(税込み) / 20kg)

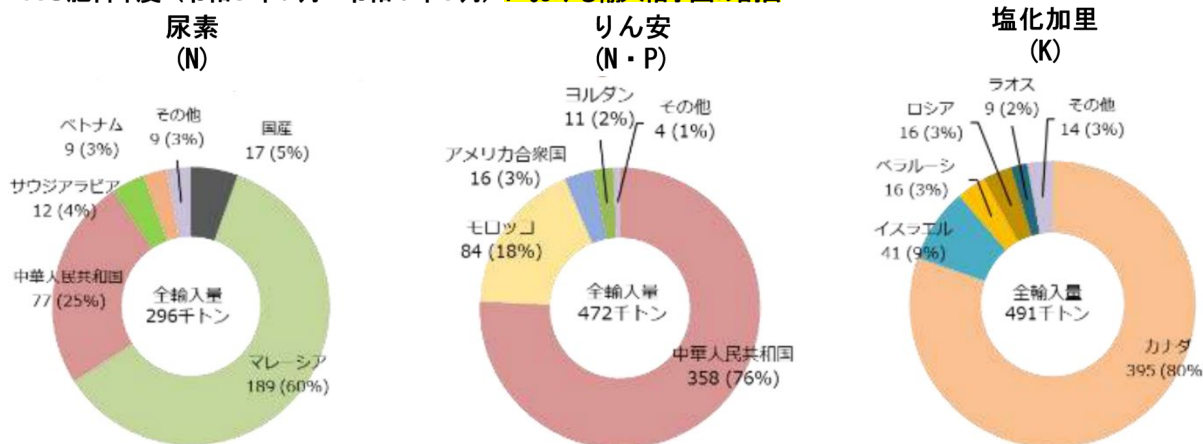
区分	H30	R1	R2	R3	R4
尿素 (H30 対比)	1,718 (100%)	1,774 (103%)	1,701 (99%)	2,075 (121%)	3,829 (223%)
過りん酸石灰 (H30 対比)	1,612 (100%)	1,672 (104%)	1,663 (103%)	1,807 (112%)	2,529 (157%)
高度化成※2 (H30 対比)	2,431 (100%)	2,501 (103%)	2,323 (96%)	3,231 (133%)	4,841 (199%)

(出典 農林水産省農業物価統計調査)

※1 価格：各年12月時点、※2 高度化成：N15%－P15%－K15

○ 主な化学肥料の原料である尿素、りん安(りん酸アンモニウム)。塩化加里(塩化カリウム)は、ほぼ全量を輸入

R3肥料年度(令和3年7月～令和4年6月)における輸入相手国の割合

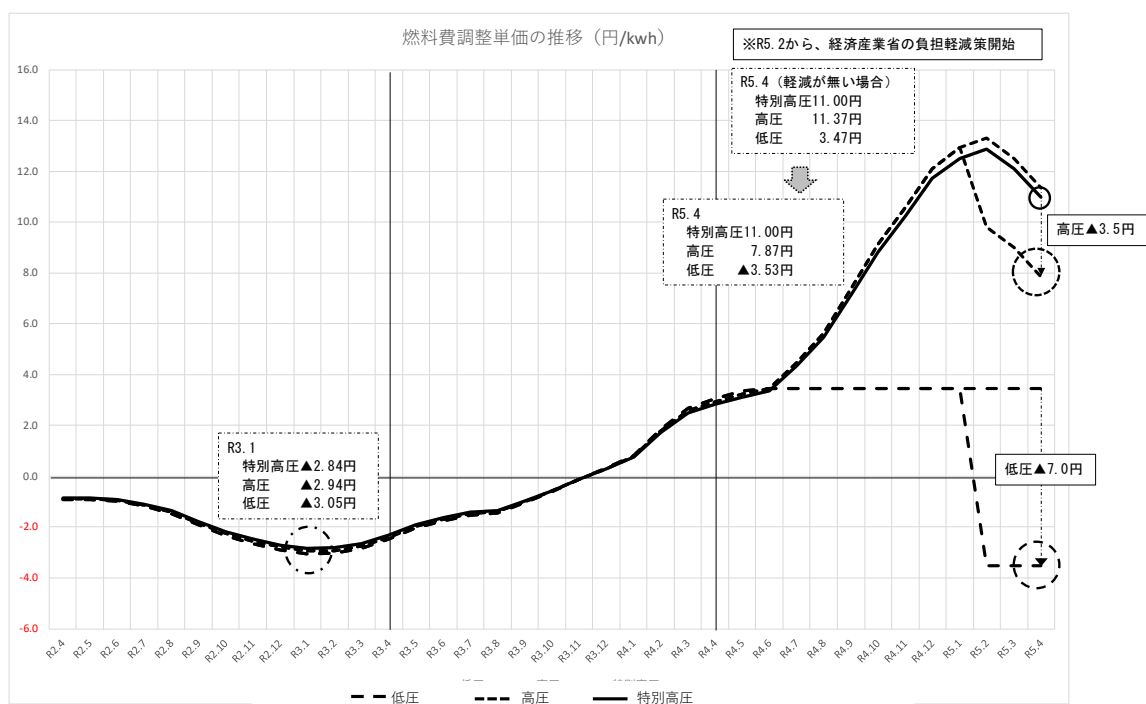


(出典 肥料をめぐる情勢 [R 5.4 農林水産省])

2 農業水利施設の維持管理に係る電気料金への支援

- 燃料価格高騰に起因する電気料金の値上げにより、令和4年度の電気料金は令和3年度から3割程増加し、揚水機等の農業水利施設の維持管理費増加が、農業者で構成される土地改良区の運営上、大きな負担となっているところ。
- また、令和5年度にあっても、電力会社は、低圧契約施設の基本料金及び電力使用料金の値上げを国に申請中。
- 「農業水利施設の省エネルギー化推進対策」の対象施設について、国営造成施設以外は、維持管理に占める電気料金の割合が25%以上の土地改良区が管理する施設とされているが、25%未満の土地改良区においても、電気料金高騰の負担は大きい。
- このため、土地改良区が維持管理する揚水機等の電気料金に係る負担を低減するため、引き続き支援が必要。

(1) 燃料費調整単価の上昇状況



(東北電力(株)公表値をグラフ化)

※ 令和5年2月から、経済産業省の負担軽減策が開始。(高圧・低圧契約施設が対象)

(2) 令和4年11月の単価引き上げ

区分	農事用電力	現行 (~R4.10) ①	新料金 (R4.11~) ②	差額 ②-①	上昇率 ②/①	
特別 高圧	基本料金単価 (円/kwh・月)	594 円	946 円	352 円	1.59	
	電力量料金単価 (円/kwh)	夏季	10.63 円	14.48 円	3.85 円	1.36
		その他季	9.99 円	13.84 円	3.85 円	1.39
高圧	基本料金単価 (円/kwh・月)	616 円	968 円	352 円	1.57	
	電力量料金単価 (円/kwh)	夏季	11.36 円	15.33 円	3.97 円	1.35
		その他季	10.67 円	14.64 円	3.97 円	1.37

(R4年8月東北電力(株)から土地改良区あての通知より)

(3) 令和5年度の電気料金試算（現在、電力会社が申請中の値上げ分を含む）

① A揚水機場（農事用電力・特別高圧）

			R 3 実績	R 4 見込	R 5 見込
①	契約電力	Kw		1,650	1,650
②	基本料金単価	円		594	946
③	通電期間	月		4.87	4.87
④	基本料金（①×②×③）	円		4,773,087	7,601,583
⑤	使用量	Kw	1,242,100	1,242,100	1,242,100
⑥	電力量料金単価	円		10.63	14.48
⑦	電力量料金（⑤×⑥）	円		13,203,523	17,985,608
⑧	燃料費調整単価	円		4.38	11.00
⑨	燃料費調整額（⑤×⑧）	円		5,440,398	13,663,100
⑩	再エネ賦課金単価	円		0.69	0.28
⑪	再エネ賦課金（⑤×⑩）	円		857,049	347,788
計	④+⑦+⑨+⑪	円	15,625,753	24,274,057	39,598,079
	R4 との比較	倍	—	—	1.63
	R3 との比較	倍	—	1.55	2.53

② B揚水機場（農事用電力・高圧）

			R 3 実績	R 4 見込	R 5 見込
①	契約電力	Kw		139	139
②	基本料金単価	円		616	968
③	通電期間	月		4.87	4.87
④	基本料金（①×②×③）	円		416,989	655,268
⑤	使用量	Kw	31,280	31,280	31,280
⑥	電力量料金単価	円		11.36	15.33
⑦	電力量料金（⑤×⑥）	円		355,341	479,522
⑧	燃料費調整単価	円		4.53	7.87
⑨	燃料費調整額（⑤×⑧）	円		141,698	246,174
⑩	再エネ賦課金単価	円		0.69	0.28
⑪	再エネ賦課金（⑤×⑩）	円		21,583	8,758
計	④+⑦+⑨+⑪	円	779,018	935,611	1,389,722
	R4 との比較	倍	—	—	1.49
	R3 との比較	倍	—	1.20	1.78

③ C揚水機場（農事用電力・低圧）

			R 3 実績	R 4 見込	R 5 見込
①	契約電力	Kw		48	48
②	基本料金単価	円		627	682
③	通電期間	月		5	5
④	基本料金（①×②×③）	円		150,480	163,680
⑤	使用量	Kw	47,716	47,716	47,716
⑥	電力量料金単価	円		11.86	21.86
⑦	電力量料金（⑤×⑥）	円		565,912	1,043,072
⑧	燃料費調整単価	円		3.38	▲3.53
⑨	燃料費調整額（⑤×⑧）	円		161,280	▲168,437
⑩	再エネ賦課金単価	円		3.45	1.40
⑪	再エネ賦課金（⑤×⑩）	円		164,620	66,802
計	④+⑦+⑨+⑪	円	783,285	1,042,292	1,105,117
	R4 との比較	倍	—	—	1.06
	R3 との比較	倍	—	1.33	1.41

※試算条件

- ・ 使用量は固定
- ・ 基本料金の補正なし
- ・ 電力料金単価は夏季単価で固定
- ・ 燃料費調整単価のR 4は4月～9月の平均値。
- ・ 燃料費調整単価のR 5はR 5年4月の単価。
- ・ 高圧、特高の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は8割減免。
- ・ 低圧契約は、R 5の見込額に、電力会社が値上げ申請中の基本料金+55円、電力量料金単価+10円を上乗せ。

(4) 県内土地改良区の維持管理費に占める電気料金（令和3年度）

（単位：千円）

土地改良区	維持管理費 ①	うち電気料金 ②	維持管理費に占める 電気料金の割合 ②/①
岩手中部	172,273	25,962	15%
岩手山麓	124,709	20,135	16%
豊沢川	128,041	17,200	13%
鹿妻穴堰	89,292	24,917	28%
藤沢	90,524	23,000	25%
須川	48,740	23,312	48%
雫石町	52,649	18,514	35%
北上川東部	30,279	18,652	62%
・			
県全体（43）	1,512,972	287,710	19%

〔土地改良区運営状況調査より（農村計画課）〕

(5) 電気料金契約区分における特別高圧、高圧の割合と令和5年度電気料金の見込み額

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度見込み		令和5年度見込み	
	電気料金	比率	電気料金	R3年比	電気料金	R3年比
特別高圧	40,279	14%	64,446	1.6	104,725	2.6
高圧	146,732	51%	176,078	1.2	264,117	1.8
低圧・従量灯	100,699	35%	130,909	1.3	140,978	1.4
合計	287,710	100%	371,433	1.3	509,820	1.8

(農村建設課調べ)

【県担当部局】農林水産部 農業普及技術課、農産園芸課、畜産課、農村建設課、
林業振興課

4 新型コロナウイルス感染症の流行によって大きな影響を受けた中小企業者に対する金融面等の支援継続

観光関連産業、飲食関連産業及びサービス業をはじめとした中小企業者は、3年にわたるコロナ禍に加えて、エネルギーや原材料価格の高騰により厳しい経営環境にあります。

こうした中、事業再構築や新分野進出などの取組を展開しているところですが、地域経済の回復には、なお時間を要することから、地域経済を支える中小企業者の事業の継続と雇用の維持に必要な経済対策の実施について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 中小企業者等の事業継続に対する支援

中小企業の資金繰り支援の継続や収益力改善・事業再生・再チャレンジを総合的に支援する「中小企業活性化パッケージNEXT」を強力的に推進するとともに、事業継続等に対する支援策の一層の拡充を講じるよう要望します。

また、事業者に対して十分な支援が届くよう、情報発信の強化や電子申請に不慣れな者も念頭に置いた受付相談体制の拡充、審査の簡素化等、万全の支援を講じるよう要望します。

2 事業者等に対する金融支援

- (1) 中小企業者の負担を更に軽減し、事業活動の回復を支援するため、経済対策で措置された新しい借換保証制度による融資における保証料補給の増額、利子補給の実施を要望します。
- (2) 民間金融機関の無利子融資の償還、据置期間及び無利子期間の延長や、信用保証制度のセイフティーネット保証の適用期間の延長措置を講ずるとともに、信用保証協会に対する損失補償や預託原資調達に伴う借入金利息について、財政措置を講じるよう要望します。

さらに、創業間もない中小企業者も融資を受けられるよう対象を拡充するよう要望します。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減収となっている事業者は、これまでの実質無利子融資や事業復活支援金等による支援だけでは経営が安定しないことから、これら事業者の負担を軽減し、事業活動の回復を支援するため、新型コロナ対策資本金後ローンの申込期限及び返済期間の延長、金利の引下げを要望します。

(4) コロナ前からの債務に加え、コロナ後に借り入れした新たな債務により過剰債務となる事業者が増加しており、これらの事業者が新しい生活様式への対応を図り事業を継続していくためには、過剰債務の解消が大きな課題となることから、東日本大震災津波の際に、国が設立した東日本大震災事業者再生支援機構と同様の支援機関を設立し、支援を必要とする事業者の掘り起こしを含めた「プッシュ型の支援体制」を構築するよう要望します。

3 ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた需要喚起策の促進

国内観光需要は、コロナ禍の影響による需要の減少から回復傾向にあるものの、感染症の影響の長期化に伴い、地域の観光産業に大きな影響が及んでいることから、持続的に維持・回復ができるよう、需要喚起に向けて全国旅行支援終了後も、事業終了に伴う反動減に対応した支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 事業者等の事業継続に対する財政支援

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが令和5年5月8日以降「5類」に移行した後においても、3年以上にわたるコロナ禍による消費行動の大きな変容などの影響から、地域経済の回復にはなお時間を要すると見込まれるため、地域の実情や雇用情勢を踏まえた支援策を継続的に実施する必要がある。
- 国の支援策については、支給要件の緩和や複数回の給付のほか、情報発信の強化、受付体制の充実、審査の簡素化などについて、市町村や関係団体から要望が寄せられている。

2 事業者等に対する金融支援

- 商工指導団体を通じた新型コロナウイルス感染症の影響に関する事業者へのアンケート調査（令和5年2月末時点）において、90.0%の事業者が「影響が継続している」「影響があった」又は「出る可能性がある」と回答。
- 同調査で「今後の国や県等への支援策の要望」については、「景気回復施策」「電気料金値上げに対する支援」「原油高に対する支援」「原料・資材高騰に対する支援」に次いで、「資金繰り支援」を30.2%の事業者が希望しており、過剰債務に苦しむ事業者が「ゼロゼロ融資」の返済の本格化に直面する中、県内中小企業者の事業継続を下支えするため、資金繰り支援の継続が必要。

《新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響》

回答項目	回答数	構成割合
①影響が継続している	391	76.7%
②影響はあったが収束した	29	5.7%
③今後、影響が出る可能性がある	39	7.6%
④分からない	28	5.5%
⑤影響はない	23	4.5%
合計	510	100.0%

《前々年同月比の売上変化》※ 業種別では、宿泊業、飲食業及び運輸業の影響が大きい状況。

回答項目	6月	7月	8月	10月	12月	2月
①0～20%減	47.0%	48.6%	46.8%	54.5%	57.0%	56.5%
②21～40%減	32.9%	28.6%	32.8%	27.7%	25.4%	26.4%
③41～60%減	12.2%	13.8%	13.5%	9.2%	10.1%	8.5%
④61～80%減	3.3%	5.1%	3.5%	1.6%	2.0%	2.8%
⑤81～100%減	1.9%	1.5%	1.3%	1.0%	0.5%	1.3%
⑥コロナ前同月比増	2.7%	2.3%	2.3%	6.0%	4.9%	4.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

《今後の国や県等への支援策の要望》

回答項目	回答数	割合
①景気回復施策	329	64.5%
②資金繰り支援	154	30.2%
③雇用維持支援	136	26.7%
④テレワーク等ICT導入支援	16	3.1%
⑤業態転換・新分野進出への支援	24	4.7%
⑥感染症対策に要する経費(施設整備含む)への支援	34	6.7%
⑦キャッシュレス決済の導入支援	37	7.3%
⑧販路開拓支援	55	10.8%
⑨原油高に対する支援	266	52.2%
⑩原料・資材高騰に対する支援	282	55.3%
⑪事業再生(債務減免)・廃業等の支援	46	9.0%
⑫電気料金値上げに対する支援	301	59.0%
⑬最低賃金の引き上げに対する支援	109	21.4%
⑭その他	6	1.2%
合計	1,795	100.0%

- 令和3年3月末で終了した民間金融機関の実質無利子・無担保融資（いわゆる「ゼロゼロ融資」）について、市町村や関係団体等から、償還・据置期間や無利子期間の延長等の要望が寄せられており、国の総合経済対策で措置された新しい借換保証制度（改正後の伴走支援型特別保証制度）を活用し事業者の資金繰り支援を効果的に実施するためには、保証料補給の増額、利子補給の実施が必要。
- また、県独自の融資制度である「新型コロナウイルス感染症対策資金」による融資は、伴走支援型特別保証制度をはじめとする信用保証制度を前提としていることから、事業者の資金需要に対応した融資実施期間を確保するためには、信用保証制度の適用期間の更なる延長が必要。
- 信用保証制度の認定において、創業後3か月未満の事業者に関する要件が示されていないが、当該事業者においても事業を継続していくためには、資金を円滑に調達できるよう支援が必要。
- 資本性劣後ローンは、新型コロナウイルス感染症の影響により借入金が増えた事業者の財務体質を強化し、さらなる融資の呼び水となる効果が期待されるもので、市町村や関係団体から、積極的な運用を行うよう要望が寄せられている。
- 岩手県としても、支援を必要とする事業者に活用されるよう、商工指導団体、金融機関、岩手県信用保証協会をはじめとする「いわて中小企業事業継続支援センター会議」構成機関と連携し、制度の目的や内容の周知、事業計画の策定支援など事業者の実情に応じたきめ細かい金融面の課題解決支援を行っているところ。
- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による売上減少や資金繰り悪化に伴い、中小企業者の多くが新たな借入を行っており、東京商工リサーチの直近のアンケート調査（令和4年12月12日公表）によれば、債務の状況について、過剰感があると回答した中小企業の割合は32.0%に達するなど、債務の過剰感の解消は進んでいない。

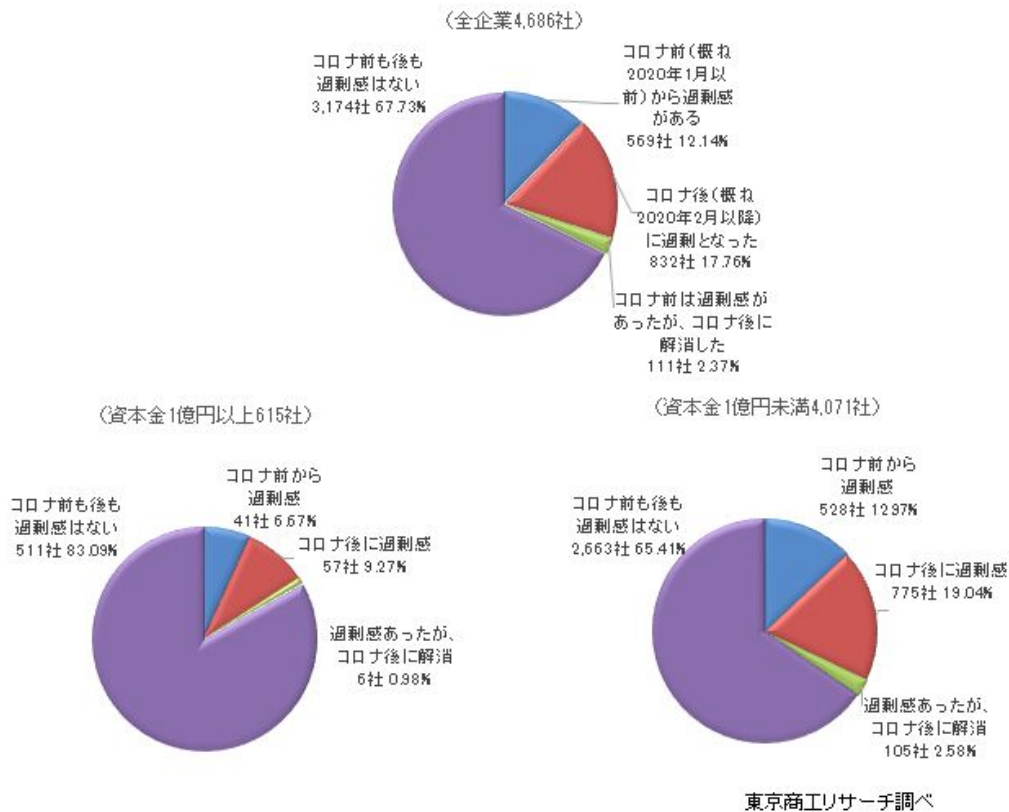
Q1.貴社の債務（負債）の状況は、次のうちどれですか？（択一回答）

中小企業の3社に1社が「過剰債務」

本調査は、負債比率や有利子負債比率など財務分析の定量数値に限定せず、債務の過剰感を聞いた。「コロナ前から過剰感」は12.1%（4,686社中、569社）、「コロナ後に過剰感」は17.7%（832社）で、合計29.8%が「過剰債務」と回答した。

規模別で、「過剰債務」との回答は大企業が15.9%（615社中、98社）に対し、中小企業は32.0%（4,071社中、1,303社）と、2倍の差が開いた。

「過剰感があつたが、コロナ後に解消」は、大企業は0.9%（6社）、中小企業は2.5%（105社）にとどまり、過剰債務の解消は進んでいない。



- これまでの各種支援策による下支えの効果で、企業倒産は令和3年まで低水準で推移したが、令和4年は47件、対前年比188.0%と大きく増加したところ。東京商工リサーチ盛岡支店によれば「原材料高騰や人手不足でのコストアップも負担となっており、新型コロナウイルス関連の経営破たんは、業績が回復せずに脱落する息切れ型と運転資金を確保できない企業を中心に増勢が続く可能性が高い」一方で、地域経済がコロナ以前の水準に回復するまでにはなお時間を要すると見込まれることから、中小企業者の資金繰り支援の継続とともに、過剰債務の解消を引き続き支援していく必要がある。
- 現在、独立行政法人中小企業基盤整備機構において、債権買取りや出資等の手法を用いて事業再生を目指す中小企業再生支援ファンドによる支援も行われているが、より効果的な支援を行うためには、令和4年度に都道府県ごとに設置された「中小企業活性化協議会」に加えて、東日本大震災津波の際に、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援するために国が設立した東日本大震災事業者再生支援機構と同等の支援機関を新たに設立し、支援を必要とする事業者の掘り起こしを含めた「プッシュ型の支援体制」を構築する必要がある。
- 岩手県としても、過剰債務等に苦しむ中小企業者が事業再生や再チャレンジ等に取り組む場合に、信用保証協会や商工指導団体等が「岩手県中小企業活性化協議会」と連携し、事業者の実情に応じた支援を実施する「いわて中小企業事業継続支援センター会議」を設置するなど、オール岩手の体制で事業者の経営課題解決を支援しているところ。

3 ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた需要喚起策の促進 観光需要回復への支援の継続

- 本県では、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）を活用して、県内宿泊施設への宿泊と県内への日帰り旅行を対象に旅行代金割引と土産物店等で使用できる買い物クーポン券を発行する「いわて旅応援プロジェクト（全国旅行支援）」を令和5年6月30日まで実施予定。

- 県が実施した「新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査（令和5年2月）」によると、宿泊業（調査母数38件）の87%が経営に影響があると回答し、うち売上減が41%以上と回答した事業者が28%に及ぶなど、県民や地域ブロックの居住者のみを対象とした需要喚起策だけでは、依然として厳しい経営状況が続いている。
- 観光産業は、裾野の広い総合産業であることから、地域経済の回復のためには、全国旅行支援終了後も観光需要の維持・回復に向けた支援が必要である。

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課

観光・プロモーション室

5 新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策等に係る公共交通事業者等に対する財政支援

本県においては、バスや第三セクター鉄道等の公共交通事業者等が、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、厳しい経営状況に置かれています。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や新しい生活様式の定着等により、利用者が大幅に減少し、経営に大きな影響が生じていることから、本県では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、運行を支援するための交付金により、公共交通事業者等が安全かつ安定した運行が維持できるよう支援を行ってきたところです。

公共交通の利用者は、緩やかに回復しているものの、新型コロナウイルス感染症が流行する前の水準まで輸送需要が回復するには時間を要すると見込まれることに加え、原油価格が高止まりしている影響を大きく受けている公共交通事業者等に対し、引き続き経営支援を行っていく必要があります。

つきましては、公共交通事業者等が、今後も地域の移動手段を維持し、持続的な運行を確保できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共交通事業者等に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による輸送需要の低迷や原油価格高騰の影響に直面している鉄道、バス、タクシー、航空の公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 新型コロナウイルス感染症による影響

(1) 三陸鉄道(株)の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 3	R 1	R1 比増減	R1 比増減率
定 期	86,336	108,286	▲21,950	▲20.3%
定 期 外	172,388	356,183	▲183,795	▲51.6%
合 計	258,724	464,469	▲205,745	▲44.3%

イ 4～1月実績 (令和4年度含む)

	R 4 (R4.4～R5.1)	R 3 (R3.4～R4.1)	R 1 (H31.4～R2.1)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率
定 期	74,797	82,557	104,587	▲7,760	▲9.4%	▲29,608	▲28.5%
定期外	191,847	150,084	328,135	41,763	27.8%	▲136,288	▲41.5%
合 計	266,644	232,641	432,722	34,003	14.6%	▲166,078	▲38.4%

(2) IGR いわて銀河鉄道(株)の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 3	R 1	R1 比増減	R1 比増減率
定 期	524,990	573,872	▲48,882	▲8.5%
定 期 外	374,551	627,955	▲253,404	▲40.4%
合 計	899,541	1,201,827	▲302,187	▲25.2%

イ 4～1月実績 (令和4年度含む)

	R 4 (R4.4～R5.1)	R 3 (R3.4～R4.1)	R 1 (H31.4～R2.1)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率
定 期	435,464	447,379	491,496	▲11,915	▲2.7%	▲56,032	▲11.4%
定期外	378,280	317,868	549,377	60,412	19.0%	▲171,097	▲31.1%
合 計	813,747	765,247	1,040,873	48,500	6.3%	▲227,126	▲21.8%

(3) 路線バス (県内の主要な路線バス事業者の3社) の運送収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 3	R 1	増 減	増減率
定 期	671,994	738,075	▲66,081	▲9.0%
定 期 外	2,904,766	4,735,772	▲1,831,006	▲38.6%
合 計	3,576,760	5,473,847	▲1,897,087	▲34.7%

イ 4～1月実績 (令和4年度含む)

	R 4 (R4.4～R5.1)	R 3 (R3.4～R4.1)	R 1 (H31.4～R2.1)	前年同期 増減	増減率	前々年同期 増減	増減率
定 期	593,785	575,863	643,961	17,922	3.1%	▲50,176	▲7.8%
定期外	2,708,495	2,369,100	4,030,846	339,395	14.3%	▲1,322,351	▲32.8%
合 計	3,302,280	2,944,963	4,674,807	357,317	12.1%	▲1,372,527	▲29.4%

(4) タクシー事業者 (協会加盟社 (個人タクシーを含む)) の旅客運賃収入の状況 (単位：千円)

ア 年度実績

R 3	R 1	R1 比増減	R1 比増減率
6,206,095	8,875,564	▲2,669,469	▲30.1%

イ 4～1月実績 (令和4年度含む)

R 4 (R4.4～R5.1)	R 3 (R3.4～R4.1)	R 1 (H31.4～R2.1)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率
5,842,821	5,206,472	7,652,834	636,349	12.2%	▲1,810,013	▲23.7%

(5) いわて花巻空港の利用者数 (単位：人)

ア 年度実績

R 3	R 1	R1 比増減	R1 比増減率
205,854	485,002	▲279,148	▲57.6%

イ 4～1月実績（令和4年度含む）

R 4 (R4.4～R5.1)	R 3 (R3.4～R4.1)	R 1 (H31.4～R2.1)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率
317,816	168,807	435,960	149,009	88.3%	▲118,144	▲27.1%

<国内定期便の運航状況>（令和5年3月13日現在）

路 線	運航状況
札幌線	通常：3往復6便/日（減便なし）
名古屋線	通常：3往復6便/日（減便なし） ※R5.3.26から4往復8便/日
大阪線	通常：4往復8便/日（減便なし）
神戸線	通常：1往復2便/日（減便なし）
福岡線	通常：1往復2便/日（減便なし）

<国際定期便の運航状況>（令和5年3月13日現在）

便名・航空会社	運航状況（運休前）	運休期間	備 考
台北線・タイガーエア台湾	週2往復4便(水・土)	R2.3.4～R5.5.9	5/10～運航再開
上海線・中国東方航空	週2往復4便(水・土)	R2.2.8～当面の間	運航再開時期は未定

2 県の公共交通事業者等に対する支援（令和4年度）

公共交通事業者の安全かつ安定した運行の維持・確保のための交付金

- ・ 三陸鉄道運行支援交付金 194,000 千円（定額）
- ・ IGRいわて銀河鉄道運行支援交付金 390,000 千円（定額）
- ・ バス事業者運行支援交付金 129,600 千円（20万円/台 ただし高速バス40万円/台）
- ・ バス事業者運行支援緊急対策交付金 46,760 千円（8万円/台）
- ・ タクシー事業者運行支援交付金 76,588 千円（5万円/台）
- ・ タクシー事業者支援緊急対策交付金 61,850 千円（3万円/台）
- ・ 三陸観光バス運行支援事業費補助 11,410 千円（5万円/台（三陸泊）、2万円/台（三陸以外泊））
- ・ 貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金 50,680 千円（8万円/台）
- ・ 貸切バス・貸切タクシー利用促進事業 42,901 千円（7.5万円/台（貸切バス）、3万円/台（貸切タクシー））

3 課 題

新型コロナウイルス感染症の影響により、輸送需要の低迷が続く地域公共交通の安全かつ安定した運行を確保するためには、公共交通事業者の経営の維持や安定化に向けた一層の支援が必要な状況にあり、そのためには、地方のみならず、国の支援が必要であること。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室
商工労働観光部 観光・プロモーション室

6 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る特例措置

地方における路線バスは、新型コロナウイルス感染症が流行する以前から、人口減少や自家用車利用の増加等により利用者が減少していた中で、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、輸送需要が大幅に減少していることから、路線バス事業者においては、一段と厳しい経営状況に置かれています。

一方、こうした状況の中にあっても、路線バス事業者においては、エッセンシャルサービスとして運行の維持を求められており、安全かつ安定した運行に努めているところです。

路線バスの維持確保に向けた国庫補助事業である地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）は、過年度の実績に基づき作成した計画により補助金額の算定を行うものであることから、令和5年度計画においても新型コロナウイルス感染症による影響を受けることに加え、輸送需要の回復には時間を要すると見込まれることから、このままでは、路線バス事業者の経営に重大な影響を及ぼし、路線バスの廃止・減便等により地域の移動手段の維持確保に支障が生じることが懸念されるところです。

つきましては、地方におけるバス路線の維持確保のため、地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）について、次のとおり特例措置を講ずるよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る輸送量要件の緩和、みなし運行回数カット、競合カット及び補助上限額の適用除外

地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）について、輸送量要件の緩和及びみなし運行回数カット、競合カットの適用除外の特例措置を実施するとともに、特に、令和5年度のみなし運行回数カットについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた過年度の実績が算定基礎となり、多額の減額調整が生じていることから、対象額全額の補填を行うよう要望します。

併せて、補助上限額を適用しない特例措置を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持費補助の概要

1日当たり輸送量（運行回数×計画平均乗車密度）15人以上150人以下の広域的・幹線的路線における運行欠損額に対して補助。

項目	内 容
補助率	1 / 2（補助上限額：補助対象経常費用の9 / 20）
補助対象経費	補助対象年度の前々年度までの過去3ヵ年平均の「予測費用－予測収益」 ※ 令和2、3年度は、運送収入の実績に特例措置による補助金額等を算入することによる補助対象経費の減額調整を実施
運行回数	1日3往復以上
輸送量	15人以上150人以下
減額調整	みなし運行回数カット（密度カット）：計画平均乗車密度*5人未満の場合 競合カット：他路線の一定以上競合 ※ 過年度の実績を基に算出
路線の形態	・複数市町村に跨る路線（H13.3.31時点） ・広域行政圏の中心市町村等への需要に対応する路線（市町村指定あり）

2 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の概要

○ 国においては、新型コロナウイルス感染症の影響により輸送需要が減少している中で、運行の維持を求められている地域公共交通事業者に対する特例措置として、令和2年度から令和4年度地域間幹線系統確保維持費補助の輸送量要件を緩和するとともに、みなし運行回数カットの適用を除外（令和2年度及び3年度においては、競合カットの適用除外も併せて実施）。

○ 輸送量要件の緩和

15人以上150人以下 ⇒ 150人以下

○ みなし運行回数カット（密度カット）の適用除外（令和2年度から令和4年度）

計画平均乗車密度が5人未満の場合に補助額を減額するみなし運行回数カットの適用を除外。

※ 令和4年度においては、査定により追加交付額を減額。

○ 競合カットの適用除外（令和2年度及び令和3年度）

他の補助路線との競合区間が50%以上ある場合に補助額を減額する競合カットの適用を除外（補助額の減額なし）。

3 本県における新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の対象路線（令和5年度計画値ベース）

- 輸送量要件割れ…20路線 / 44路線（補助対象路線数）
- 密度カット…42路線
- 競合カット…対象無し

4 課題

- 輸送量要件を満たせず補助の対象外となる路線については、維持確保が困難となり、地域における生活の足の確保に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き、輸送量が15人以上とされている補助要件の緩和が必要。
- 厳しい状況におかれている事業者の経営を支え、路線の維持確保を図るためには、計画平均乗車密度が5人未満の場合に補助額が減額となるみなし運行回数カット、競合カット及び補助対象経常費用の見込み額の20分の9とされている補助上限額の適用を除外する特例措置が必要。

- 特に、令和5年度の補助金の算定においては、新型コロナウイルス感染症の影響の大きい過年度の実績を基に計画平均乗車密度を算出することから、みなし運行回数カットによる減額調整が大きく、多額の事業者負担が見込まれる状況にあることから、地域における生活の足を維持するため、みなし運行回数カットによる減額調整の全額を適用除外とすることが必要であり、また、早期に運行事業者の方針を示すことが必要。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

7 新型コロナウイルス感染症対策に係る 医療提供体制の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の5類に移行したところですが、移行期であることや岩手県において今後、再度拡大を見せた場合、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持等に影響が出ることが懸念されます。

新型コロナウイルス感染症への対応や後遺症への対応に加えて、必要な医療を迅速に提供できる体制を整備するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に備えた医療従事者の養成・確保

新たな感染症が拡大した場合に、感染症対応を行いつつ、感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保していく必要があることから、感染症への対応も見据え、医師確保対策を進めていただくよう要望します。

感染症の対応には、看護師、薬剤師、臨床工学技士など、幅広い医療従事者が必要であることから、チーム医療を担う医療従事者の養成・確保に向けた取組を更に強化するよう要望します。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動として、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症対応に係る支援業務が追加されたことを踏まえ、感染症対策に係る医師や看護師等への教育訓練や活動に必要な資器材整備などの体制構築が円滑に行えるよう、国による必要な財政措置などの実施を要望します。

2 新型コロナウイルス感染症の後遺症に係る医療提供体制の確保に必要な財政支援

新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加に伴い、後遺症と思われる症状を持たれる方が多くいることから、診療報酬の拡充など、地域において治療や相談支援等を行う後遺症外来を実施する医療機関への財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に備えた医療従事者の養成・確保

- 国においては、今般の新型コロナウイルス感染症において、地域の小規模な患者クラスター(集団)の発生を防ぐため、国内の感染症の専門家(国立感染症研究所職員等)で構成されたクラスター対策班を設置し、全国各地に派遣を行っている。
- 一方、クラスター対策班の人員不足等が指摘されているところであり、人員確保の一層の推進など、感染症対策の体制強化が必要。
- 厚生労働省は、対策を強化するため、新興感染症まん延時におけるDMATの活動を明確化する観点から、日本DMAT活動要領を改正し、新興感染症に係るDMAT活動を位置付けた。(R4.2.8付け厚労省医政局地域医療計画課長通知)
- 令和4年度より、厚生労働省DMAT事務局による新興感染症クラスター対応研修が開催(年2回)されたが、受講対象者はDMATロジスティックチーム登録者(本県19名)に限定されている。

※ 令和5年度予算の厚労省予算より抜粋
「DMAT体制整備事業」 8.2億円

- 新型コロナウイルス感染症も含めた本県の地域医療体制の確保のため、本要望項目については、緊急かつ喫緊の課題であることから、医師の不足や地域間偏在の根本的な解消を目指す県(医師少数県)で令和元年度に設立した、「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会(会長:岩手県知事)」において、提言として令和2年度以降、厚生労働省に継続して要望を行っているもの。

2 新型コロナウイルス感染症の後遺症に係る医療提供体制の確保に必要な財政支援

- 新型コロナウイルス感染症の後遺症に関しては、国において全国的な調査を実施しているところであり、退院までに疲労感・倦怠感、睡眠障害、息苦しさ、筋力低下などの後遺症があった患者の3割以上が、6か月後においても後遺症が残っていることなどが報告されている。

参考 全国知事会「まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言」(抜粋)

3. 保健医療体制の強化について

(10) 罹患後症状(後遺症)に係る医療提供体制の整備

罹患後症状に悩む患者を支援するため、専門家による分析・検証を行うなど罹患後症状の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発を早急に進めるとともに、各都道府県が実施する罹患後症状に係る医療提供体制の整備に係る経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。

また、重篤な症状により生活に支障が生じている方への経済的な支援制度を創設すること。

【県担当部局】保健福祉部 保健福祉企画室、健康国保課、医療政策室
医療局 経営管理課

8 新型コロナウイルス感染症対策に係る ワクチン接種の円滑な実施

今後も新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中で、ワクチン接種は、一定程度、発症予防効果や重症化予防効果が期待されることから、高齢者や基礎疾患を有する方をはじめ、希望する全ての方が、安全かつ円滑に接種を受けられるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 令和5年秋開始接種の早期かつ詳細な情報提供

令和5年秋開始接種の実施に当たっては、各自治体が計画的に接種体制を構築することができるよう、接種の必要性や安全性、使用するワクチンの種類・供給量、特に接種を推奨する時期などについて、詳細に情報提供を行うとともに、使用するワクチンの種類や接種間隔、接種回数が変更となる場合は、国の方針や考え方を早期に示すよう要望します。

2 ワクチン接種体制確保に係る財政措置の継続

ワクチン接種を円滑に実施していくため、医療従事者確保に要する経費や接種会場の設置・運営に要する経費、接種会場までの送迎費用、副反応等の専門相談コールセンターの設置に要する経費、専門医療機関の確保に要する経費など、継続的に接種体制を確保するために必要となる費用について、地方負担が生じないように、国費による財政措置を継続するよう要望します。

特に、市町村分の新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金は、接種券の発送等の事務費、コールセンター設置に要する経費等について上限額が設定されていますが、市町村では、経費節減努力をしてもなお上限額を超過することも想定されることから、令和5年度分の補助金の交付に当たっては、上限額を超過する場合の特例の経過措置を令和5年9月以降も延長するよう要望します。

3 ワクチン接種の有効性・安全性の丁寧な情報発信

ワクチン接種の必要性について疑問を感じている方や接種後の副反応等に不安を感じている方がみられることから、国として、ワクチン接種の有効性や安全性について、国内のデータに基づいた分析と評価を明確にするとともに、国民への丁寧な情報発信を行うよう要望します。

4 副反応や遷延する症状を有する方の相談・受診体制の確立

ワクチン接種後の重篤な副反応や遷延する症状を有する方が、専門的な相談や診療を受けられるよう、国として統一的な相談窓口や専門医療機関を設置するとともに、接種後の死亡事案や治療方法が確立していない遷延する症状について調査研究を進め、国民に積極的に情報提供を行うよう要望します。

5 ワクチン接種により健康被害を受けた方の早期の救済

予防接種健康被害救済制度は、現状では、申請から国の認定を受けるまでに1年以上かかっている事例もあることから、国の疾病・障害認定審査会の審査期間を可能な限り短縮するなど、新型コロナワクチン接種により健康被害を受けた方が早期に救済を受けられるよう要望します。

6 ワクチン接種に係る差別や偏見、誹謗中傷の防止に向けた取組の実施

令和5年度の新型コロナワクチン接種は、高齢者等以外の者が予防接種法上の努力義務の対象から外れるなど、短期間に集中的な接種は見込まれないものの、依然としてワクチン接種の有無により、差別や偏見、誹謗中傷、不当な差別的取扱いが生じることが懸念されることから、国において、SNSなどの各種広報媒体を活用した情報発信や、不当な差別的取扱いに対応した専用相談窓口の設置などの対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 令和5年秋開始接種の早期かつ詳細な情報提供

- 令和5年秋開始接種の実施に当たっては、各自治体が計画的に接種体制を構築することができるよう、接種の必要性や安全性、使用するワクチンの種類・供給量、特に接種を推奨する時期などについて、詳細に情報提供を行うことが必要である。
- これまでの接種では、接種間隔に関する考え方が数度にわたり変更となり、市町村の現場が混乱したことから、使用するワクチンの種類や接種間隔、接種回数に変更となる場合は、国の方針や考え方を早期に示すことが必要である。

2 ワクチン接種体制確保に係る財政措置の継続

- 市町村では、郡市医師会等と協議のうえ、円滑な接種体制確保の調整を進めているが、医療資源が不足する地域においては、複数の市町村による広域的な接種体制の構築や、他の医療圏からの医療従事者の広域派遣など、地域の実情に応じて接種体制を確保する必要がある。
- 医療従事者確保に要する経費や接種会場の設置・運営に要する経費、接種会場までの送迎費用、副反応等の専門相談コールセンターの設置に要する経費、専門医療機関の確保に要する経費など、継続的に接種体制を確保するために必要となる費用について、地方負担が生じないよう、引き続き地方自治体の意見を踏まえ、国費による財政措置の継続が必要である。
- 市町村分の新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金は、①接種券の発送や広報等の事務費、②コールセンター設置に要する経費、③接種回数底上げ事業、④集団接種会場費について、それぞれ上限額が設定されているが、市町村では、経費節減努力をしてもなお上限額を超過することも想定されることから、令和5年度分の補助金の交付に当たっては、上限額を超過する場合の特例の経過措置を令和5年9月以降も延長することが必要である。

3 ワクチン接種の有効性・安全性の丁寧な情報発信

- ワクチン接種の必要性について疑問を感じている方や接種後の副反応等に不安を感じている方がみられることから、国として、ワクチン接種の有効性や安全性について、国内のデータに基づいた分析と評価を明確にするとともに、国民への丁寧な情報発信を行うことが必要である。

4 副反応や遷延する症状を有する方の相談・受診体制の確立

- ワクチン接種後の重篤な副反応や遷延する症状を有する方が、専門的な相談や診療を受けられるよう、国として統一的な相談窓口や専門医療機関を設置するとともに、接種後の死亡事案や治療方法が確立していない遷延する症状について調査研究を進め、国民に積極的に情報提供を行うことが必要である。

5 ワクチン接種により健康被害を受けた方の早期の救済

- 予防接種健康被害救済制度は、現状では、申請から国の認定を受けるまでに1年以上かかっている事例もあることから、国の疾病・障害認定審査会の審査期間を可能な限り短縮するなど、新型コロナワクチン接種により健康被害を受けた方を早期に救済することが必要である。

6 ワクチン接種に係る差別や偏見、誹謗中傷の防止に向けた取組の実施

- 令和5年度の新型コロナワクチン接種は、高齢者等以外の者が予防接種法上の努力義務の対象から外れるなど、短期間に集中的な接種は見込まれないものの、依然としてワクチン接種の有無により、差別や偏見、誹謗中傷、不当な差別的取扱いが生じることが懸念されることから、国において、SNSなどの各種広報媒体を活用した情報発信や、不当な差別的取扱いに対応した専用相談窓口の設置などの対策を講じる必要がある。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

9 物価高騰及び新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関、社会福祉施設等への支援

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、今般の電力・ガス・食料品等の物価高騰下においても、住民サービスの基盤である医療・介護・福祉サービスの安定的な提供体制を引き続き確保するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 早急な医療機関、社会福祉施設等への支援に係る公的価格の改定について

物価高騰に係る事業者への支援については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、自治体が地域の実情に応じた支援を行っているところですが、国が定める公的価格等により経営を行う医療機関及び社会福祉施設等については、食材費や光熱費の高騰に加え、診療材料費等の値上げが継続するなど大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられていることから、患者・利用者等に安心・安全で質の高い医療・介護・福祉サービスを提供し、公衆衛生の維持ができるよう、臨時的な公的価格の改定による支援など国において早急に対策を講じるよう要望します。

2 安定的な介護サービス提供体制等の確保に向けた財源措置

今後も新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中で、引き続き介護サービス提供体制等を確保する必要がありますが、地域医療介護総合確保基金を財源とした事業メニューの追加や支援内容の拡充により地方負担が増大していることから、新型コロナウイルス感染症対策として追加・拡充された事業に必要な財源については、国において全額財源措置を講ずるよう要望します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に事業の休止等を行った事業者に対する減収補填の制度がなく、事業者の経営を圧迫していることから、国において支援策を講じるよう要望します。

3 障害者支援施設等に対する支援の充実について

今後も新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中で、障害福祉サービスの提供体制の確保等を図るための事業や国庫補助率の変更等により地方負担が発生していることから、こうした事業の実施に要する財源については、国において全額措置を講ずるよう要望します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に事業の休止等を行った事業者に対する減収補填の制度がなく、事業者の経営を圧迫していることから、国において支援策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 物価高騰対策

○ 本県の物価高騰支援対策の状況（第1弾）

<医療分>

- ・支給対象：病院、診療所、助産所、薬局、按摩並びに鍼、灸及び柔軟を実施する事業者
- ・財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国 10/10）

<介護・福祉分>

- ・支給対象：
 - 介護サービス事業所・施設（通所系、入所系。ただし、予防を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
 - 障害福祉サービス施設・事業所（通所系、入所系）
 - 救護施設
- ・財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国 10/10）

○ 本県の物価高騰支援対策（第2弾）については、政府対策本部決定を受け実施。

国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の概要

医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、救護施設、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援

※1 第2弾より「特別高圧で受電する施設への支援」が追加。

※2 追加額は全体で1兆2,000億円（低所得世帯支援枠：5,000億円、推奨事業メニュー：7,000億円）



本県の社会福祉施設及び医療施設等物価高騰緊急対策支援金の概要

<事業内容>

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰により、光熱費が高騰している医療機関等の負担を軽減するため、県内医療機関等に支援金を給付。

< 具体の支援額 >

社会福祉施設等

- 障害サービス事業所等
 - ・ 通所系 1事業所あたり 60,000 円
 - ・ 入所系 定員 1名あたり 6,000 円
 - ・ 訪問・相談系 1事業所あたり 30,000 円
- 介護サービス事業所等
 - ・ 通所系 1事業所あたり 60,000 円
 - ・ 入所系 定員 1名あたり 6,000 円
 - ・ 相談・訪問系 1事業所あたり 30,000 円
- 救護施設
 - ・ 救護施設 定員 1名あたり 6,000 円

医療施設等

- 医療施設等
 - ・ 病院、有床診療所
 - 1 医療機関あたり 200,000 円 + (10,000 円 × 病床数)
 - ※ 1 特別高圧を受電する医療機関の場合 200,000 円 + (50,000 円 × 病床数)
 - ※ 2 県・市町村立除く ※ 3 病床数から休床病床除く
 - ・ 無償診療所、助産所
 - 1 医療機関あたり 100,000 円 ※ 無床診療所に歯科を含む
 - ・ 薬局
 - 1 事業所当たり 15,000 円
 - ・ 按摩、鍼、灸、柔道整復
 - 1 医療機関あたり 33,000 円 ※ 自由診療のみ事業者除く

- 全国知事会においても、予断を許さない物価高騰への追加対策に向けた提言・要望活動実施済み。(全国知事会 暮らしの安心確立調整本部 令和 5 年 3 月 9 日提言)
- 県内医療関係団体からも医療機関・介護事業所等における物価高騰への支援拡充の要望あり。

2 安定的な介護サービス提供体制等の確保に向けた財源措置

- 地域医療介護総合確保基金の介護分が平成 27 年度から措置されたところであるが、当該基金の 3 分の 1 は地方負担となっており、今後においても基金による事業を安定的に進めるためには、地方負担の増にならないよう、財源を確保することが必要。
- 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策やコロナ対策により、地域医療介護総合確保基金を活用した事業メニューの追加や支援内容が拡充されたことに伴い、事業の実行に際して必要となる財源について、更なる地方負担が生じていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、地方交付税又は新たな支援制度の創設等による適切な財政措置が必要。

< 地域医療介護総合確保基金を財源とする主な事業 > ※ () 内は令和 4 年度の計画値

- ・ 介護ロボット導入支援事業 (152,064 千円)
- ・ 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業 (21,285 千円)
- ・ 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業 (189,386 千円) など
- 高齢者施設等で大規模なクラスターが発生した場合、デイサービスを休止とし、職員を応援に出す等の対応を行うことが多く、休止期間中は介護報酬が得られず、再開後も利用者数が平時の状態に戻るまで減収が続くことから、長期化した場合、経営に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

- 減収額については、事業規模や休止期間等により異なるが、令和2年度介護事業経営実態調査の結果によると、デイサービスセンターの1か月あたりの平均的な介護料収入は、延べ利用者数584人で516万円となっていることから、同等規模の事業所が1か月間すべて事業を休止した場合、500万円程度の減収となるものと考えられる。

3 障害者支援施設等の支援事業における地方負担分の財源措置

- 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策やコロナ対策により、新規事業や事業の拡充に伴い、事業実施に際して必要となる財源について、地方負担が生じていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることをないよう、地方交付税又は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特例交付金」による適切な財政措置が必要。
- 令和2年度の事業は国庫10/10の事業が多かったが、令和3年度国当初予算事業は国庫補助率が2/3に低下するとともに、県負担分の1/3に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当不可とされ、県の一般財源負担が多く生じたところ。
その後、令和3年度国補正予算事業は、1/3の県負担分について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当可とされたが、令和4年度は、令和3年度繰越分のみ充当可とされており、県負担額が発生することから、要望するもの。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に事業の休止等を行った事業者に対する減収補填の制度がなく、事業者の経営を圧迫していることから、国において支援策を講じるよう要望するもの。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室、健康国保課、長寿社会課
障がい保健福祉課、地域福祉課

